

# 宮崎県立都城さくら聴覚支援学校部活動規程

## (規定)

### 第1条

本規程は、生徒会会則に基づき、次のとおりこれを定める。

(1) 部活動・同好会(以下、部活動等)について、以下のとおり規定する。

①部活動等の顧問は校長が任命し、職員・生徒へ周知する。

②部活動等のかけ持ちはできない。

③入部(会)届は4月末日までに提出をする。ただし、身体的理由等のやむを得ない理由により部活動等の変更を希望する場合は、学級担任および部活動等顧問に相談し、部活動等転部願を提出する。

(2) 特別の規定により認められた同好会について、以下とおり規定する。

①本規程に準じ、別途、各同好会ごとに規定を定める。

②活動は週1日1時間程度とし、部活動等顧問会で調整する。なお、活動計画に変更が生じた場合は、顧問が中心となり、できるだけ速やかに各部活動等顧問と調整し、生徒指導主事に報告する。

③年度初めに入会届を提出し、年度末をもって退会とする。

※本規程内で「同好会」とは、特別の規定により認められた同好会を含む。

## (目的)

### 第2条

生徒会会則第2条の実現を目指し、体力や精神力、技術や技能などの向上を目指す活動を通して、個性の伸長と心身の調和的発達を図るとともに、部員相互の親睦をはかる。

## (条件)

### 第3条

部・同好会とは次の条件を満たす団体をいう。

(1) 本校の教育方針に合致すること。

(2) 顧問、部員(会員)が各1名以上いること。

(3) 学校内に活動場所が確保できること。

(4) 継続した活動が見込めること。

## (新設・廃部)

### 第4条

部活動等の新設・廃止について、次のとおり定める。

(1) 部活動等の新設を希望する場合、「部活動等設立許可申請書」に必要事項を記入し、生徒指導主事へ提出する。生徒指導部会、部活動顧問会での審議を経て、校長が許可した場合に新設を認める。

(2) 部活動等の廃止について、次の①～③の1項目でも該当した場合は廃止の対象となり、④の手続きで完了とする。

①顧問より廃部の申し出があった場合。(年度途中でもよい)

②第3条を満たすことができなくなった場合。

③第5条に定めた報告が、十分でないと判断された場合。

④生徒指導部会で審議した後、校長が決定する。

## (報告)

### 第5条

校長、教頭、事務長、生徒指導主事から部活動等に関する諸報告等を求められた場合、速やかにその要請に応えなければならない。

## (予算)

### 第6条

部の経費については、生徒会部活動予算から配分する。

(1) 生徒会部活動予算から各部へ基本額として5,000円を配分し、残額を各部への加入者数に比例して分配する。100円未満の端数については切り捨てとし、残額は最も配分額の少ない部活動への追加とする。

- (2) 当初予算以外に経費を必要とするような状況が発生した場合は、各部活動等顧問が事務部活動等担当者と個別に協議する。
- (3) 同好会への予算配分は行わない。

(派遣)

第7条

部活動等の大会等への派遣については、都城さくら聴覚支援学校スポーツ・文化芸術活動派遣規程の定めるとおりとする。

(活動)

第8条

- (1) 活動時間は、原則として18時までとする。
- (2) テスト前の活動について、中間テスト、実力テストはテスト前3日間、期末テストは5日前とテスト最終日前日まで活動中止とする。
- (3) 長期休業中の活動については、休業開始日7日前までに活動計画を教頭に提出する。 ※様式は問わない。
- (4) 部活動の活動場所については、本校の施設使用を基本とする。但し、以下の基準を全て満たしている場合は学校外での活動をする審議対象とする。
  - ① 参考となる大会記録があること。
  - ② 対象生徒が各協会、団体の強化指定を受けていること。
  - ③ 相手校の学校長、部顧問との同意が得られていること。
  - ④ 同意書により保護者の同意が確認されていること。
  - ⑤ 他校への自力移動が可能であること。
- (5) 体調不良の病気等で学校を休んだ場合は、その日の部活動は実施できないものとする。

追加

- (5) 高等学校総合体育大会並びに高等学校総合文化祭の後の3年生の部活動については、進路保障上必要な場合は、希望があればその都度、別途審議する。

(諸規定)

第9条

部活動等顧問会を、4月と2月に開催する。

第10条

本規程の変更等については、部活動等顧問会・生徒指導部会・職員会で検討し、校長が許可した場合に認める。

2016年4月1日施行  
2018年6月1日一部改定  
2019年6月1日一部改定  
2023年5月1日一部改定